ประกาศคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน

ที่ 7/2569

เรื่อง มาตรการส่งเสริมกิจการขนส่งทางอากาศ

非公式訳

投資委員会布告

第 7/2569 号

件名：航空輸送事業の投資奨励措置

仏暦 2565 年（2022 年）12 月 8 日付投資委員会布告第 8/2565 号「投資奨励の方針および基準」および仏暦 2565 年（2022 年）12 月 8 日付投資委員会布告第 9/2565 号「国家の発展にとって重要な産業への投資奨励措置」に関連し、

航空会社事業者の事業運営コストの負担を一時的に緩和するため、投資委員会は、仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法およびその改正法第 16 条の権限に基づき、以下のとおり発布する。

第 1 項　本措置は、航空輸送事業者に適用するものとし、過去に国内に輸入され使用された後、国外へ輸出された航空機をプロジェクトにおいて使用することを認める。

第 2 項　恩典

機械に係る輸入関税の免除を受けるものとする。ただし、第 1 項に基づき航空機をサービス提供に用いることにより生じる所得については、法人所得税の免除を受けないものとする。

第 3 項　仏暦 2570 年（2027 年）の最終営業日までに投資奨励申請を提出しなければならない。ただし、当該プロジェクトは、過去に国内に輸入され使用された後、国外へ輸出された航空機のみを使用するプロジェクトでなければならない。

第 4 項　本布告は、発布日以降に提出される投資奨励申請に適用する。

発布日　仏暦 2569 年（2026 年）3 月 30 日

エクニティ・ニティタンプラパート

（エクニティ・ニティタンプラパート）

副首相

投資委員会委員長